

議案第16号

養父市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

養父市長 大林 賢一

養父市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

養父市公営企業の設置等に関する条例（平成28年養父市条例第48号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。